

懲戒処分 の 指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 基本事項 (略)</p> <p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務關係 (略)</p> <p>2 公の財産取扱い關係 (略)</p> <p>3 公務外非行關係</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>わいせつ行為(4に掲げるものを除く。)</u> <u>不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為、わいせつ目的をもって体に触ること等のわいせつ行為をした教職員等は、免職、停職又は減給とする。</u></p> <p>4 児童生徒等に対する非違行為關係</p> <p>(1) <u>児童生徒性暴力等</u></p> <p>① <u>次に掲げる行為をした教職員等は、免職とする。</u></p> <p>(ア) <u>児童生徒等に性交等をする事又は児童生徒等をして性交等をさせること。</u></p> <p>(イ) <u>児童生徒等にわいせつな行為をする事又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(上記(ア)に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(ウ) <u>刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録</u></p>	<p>第1 基本事項 (略)</p> <p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務關係 (略)</p> <p>2 公の財産取扱い關係 (略)</p> <p>3 公務外非行關係</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>淫行</u> <u>18歳未満の者に対して、淫行をした教職員等は、免職又は停職とする。</u></p> <p>(11) <u>わいせつ行為</u> <u>強制性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等のわいせつ行為(以下「わいせつ行為」という。)をした教職員等は、免職、停職又は減給とする。</u></p> <p>4 児童生徒に対する非違行為關係</p> <p>(1) <u>わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント</u></p> <p>① <u>児童生徒に対し、わいせつ行為をした教職員等は、免職とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（上記(ア)(イ)に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>(エ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（上記(ア)から(ウ)に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。</u></p> <p><u>b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。</u></p> <p><u>② 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする（上記①の(ア)から(エ)に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。</u></p> <p><u>注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。</u></p> <p><u>注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる性的な言動が該当し得る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 監督責任関係 (略)</p>	<p><u>② 児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動をした教職員等は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質なときは、当該教職員等は免職又は停職とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 監督責任関係 (略)</p>